

# 笠置寺と笠置曼荼羅についての一試論

堀池春峰

一

笠置寺に就いては現在猶多くの問題を包蔵しつつ、諸先學によつて究明のメスが振われているが、特に美術史學上重要視されているのは、笠置寺彌勒石佛像と大和文華館藏笠置曼荼羅に就いてである。この曼荼羅が最近迄多武峯曼荼羅として信ぜられていたが、田中一松氏により笠置曼荼羅として國寶に指定され、鎌倉時代の笠置寺の一斑を窺知し得る唯一の名幅として、俄然學界の注目をあびるに至つた。加えて木津川の碧潭をひかえて、巨巖巍々としてそびえ立つ峻峰の頂に、我國には屈指の石佛群像が存在している事は、正に我國に於いては偉觀と稱す可き伽藍である。

彌勒石と呼ばれる高さ五十二尺、幅四十二尺の巨巖に彫りつけた彌勒佛に對する信仰は、象法より末法に及んで益々隆昌をみるに至り、鎌倉初期より末期にかけては、法相の學僧解脱房貞慶、華嚴の碩學尊勝院宗性等、三會の曉、龍華樹下に彌勒の説法を聽いて佛道

を成ぜんとし、この寺に遁れ隱棲し、學道にはげんだ事は、南都佛敎の新生面を物語るものとして默視し得ぬ點であると共に、笠置寺彌勒石佛像の當時代に占める地位の偉大なりし事が思われる。即ち佛敎史學の面より考えても、笠置寺の石佛群像を中樞とする寺院構成は特筆す可き異例の存在と云わねばならないのである。

今ここに笠置寺に關する諸先學の論考を師表とし拙論を述べてみたいと思う。

二

笠置寺彌勒石佛像に就いては、天智天皇の皇子がこの山に遊獵せられた時、命累卵の危機に瀕せられ、彌勒佛を念じて危難を免がれ、後日その宿願を果さんが爲に登山し、この石像を作らんとした時、天人きたつて彌勒佛の尊像を彫刻したといひ、白鳳年中の造顯と傳えている。『今昔物語』を始め『彌勒感應抄』<sup>(2)</sup>に所收せられている諸勸進狀案にも化人の助成によつた事が見え、藤原時代中期長

承順(A. D. 1132)に完成をみていた東大寺要録末寺章には

### 笠置寺

右寺 天智天皇十三皇子建立、有緣起

として、笠置寺緣起により天智天皇皇子の建立と認めている。現存する笠置寺緣起が果して、要録編纂當時のものと同じ形態を有していたか否かは疑問であるが、恐らくこの時代には既に笠置寺緣起が完成せられ、本寺たる東大寺に於いても天智天皇皇子の建立として疑われていなかつたと思われる。然しこの緣起を更に裏付ける資料

の出現をみぬ限り、現存の笠置寺緣起を旁證し得ない事は甚だ遺憾と云わねばならない。かかる天智天皇皇子の建立と傳える點に寺側の虚構が存するとも一應考えられるが、又宗性筆「彌勒如來感應抄」や『日本高僧傳要文抄』に幸にも收録せられた思託撰「延曆僧錄」の逸文たる「近江天皇菩薩傳」には「情天宮願生兜率、便於滋賀山門、鑿巖構宇與建金地、立寶殿一字、彌勒像一鋪、寫彌勒經上中下十部、香爐十具、華盤十面、食邑五十戸、水田若干、作往生供料云々」とあり、燃燈供養をして「直至當來龍花會中慈氏調御」ことを期し年々龍花會が行われていたらしく、天智天皇が彌勒信仰に深く傾倒せられていた事が知られ、大友・施基兩皇子にも父天皇の彌勒信仰の影響が少くなかつたと考えられるのである。

更に思いを逞しくするならば、天智天皇崩御に當り、壬申の亂が勃發し大海皇子即ち天武天皇派の戰勝によつて終焉したが、自後約一世紀の間は、歷代天武天皇後裔の子孫により天皇の位は占めら

れ、四十九代光仁天皇以後始めて天智天皇後裔によつて皇位が繼承せられるに至つたが、この一世紀の間、大友・施基皇子のどちらかにより創建をみたさやかな山寺にも大異變をもたらずに至つた事は必然の趨勢であつた。しかも前記の近江天皇菩薩傳に明示する如き志賀山寺(崇福寺)の様な經濟的基盤をもつ寺で無かつた爲に、唯巨巖重疊たるこの山が、修驗道的な先驅者によつて、靈山としての山嶽信仰に終始したと推定される。

この現在傳わる笠置寺緣起に記された天智天皇皇子が遊獵に出で笠置山を發見し、後宿願を果さんとした折、天人降りて彌勒石像を造像したと云う傳説は、元祿十四年義澄によつて舊記を蒐集して撰述せられた「招提千歲傳記」所收の思託律師による鞍馬寺建立傳記、或は金堂千手觀世音像が天平寶字年中に天人が降下して七晝夜の間、霧に覆われた鬱蒼たる小丘——霧山千手谷——で造顯されたと傳えている傳承と甚だ極似た内容をもつている。笠置寺彌勒石像といい、唐招提寺千手觀音像と云い、斯界に卓絶した怪奇・名品の類には、かかる傳承をもつものが多い事は衆知の事實である。特に信仰對象物にあつては、かかる範疇に入るものが多く、人工でないと言傳する事に依つて大衆知識の崇敬を得んとする手段である事も否定し得ない。

問題の彌勒石佛像が緣起に云う如く、天智天皇皇子が笠置山を發見せられた直後に完成したと云う事は、現石佛が元弘の亂に於ける攻防戰によつて、相好全くその跡をとどめぬ今日、明確に認知し得

ないのであるが、既に西村貞氏によつて指摘論究せられた如く、彌

勒石佛像とやや離れ断崖の端に屹立せる虚空藏石と稱せられる二臂如意輪觀音坐像は、少く共奈良時代末期の雄渾な氣風を宿し、その彫線亦著しく弾力性をもち、神護景雲元年(A. D. 765) 良辨僧正の命により國家のために實忠が造立した頭塔の石佛群のそれと甚だ相似したものをもつている。緣起に依ればこの石像は虚空菩薩とし、「嵯峨天皇御宇弘仁年中當寺於<sup>ニ</sup>虚空藏之寶前<sup>ニ</sup>求聞持法修<sup>レ</sup>之給云々」とし、早や弘仁年中(810-823)には存在していた事を記し、恐らく彌勒石佛像と同時代の造顯と思われる。ここで少々問題として取上げねばならないのは、建久九年十一月七日貞慶上人によつて作られ讀誦せられた「笠置寺十三重塔扉咒願文」中に「古稱此山 爲靈鷲山 今號此塔云々」とある點である。<sup>(4)</sup>もし笠置寺が創建當初より彌勒石佛像を本尊としていたならば、恐らく靈鷲山として稱えられ、傳えられなかつたであろう。或は建久四年恐らく貞慶によつて作成せられたと推定せられる「笠置寺舞裝束勸進狀案」によれば、延暦十七年大和岩淵寺勸操によつて創始せられた法華八講が、この寺でも行われていたらしく、「延暦以來四百餘廻、世號之日本國第三傳矣」と明記している。かかる勸進狀は多少の誇張のある事はまぬがれぬとして、果して彌勒石佛を本尊として春秋二季執行せられ得べきものであろうか。正治元年六月 日付「院廳下文案」に依れば、三日六座の講説問答を行う可く、南都の明德を招き靈山會を行う旨書き留められているが、これは彌勒佛像を本尊として執行せられた

らしい。

かく考え來る時、笠置寺石佛群像が時代の信仰に左右せられ、その信仰の干隆に従つて信仰の對象である本尊が移動したのではないかと思われる。然らばこの彌勒石佛像が笠置寺の本尊として崇敬を受け、認められるに至つたのは、果して何時代頃に求む可きであらうか。彌勒信仰は既に敏達天皇十三年九月(A. D. 584) 鹿深臣百濟より彌勒石像を傳え、蘇我馬子が延命を祈願した書紀の記載を嚆矢とする。奈良時代には興福寺中金堂の彌勒淨土、西大寺彌勒堂の彌勒淨土、藥師寺西院の彌勒淨土畫像等その例は甚だ多いが、彌勒佛信仰が一段と強調せられ、流布をみるに至つたのは末法思想による處、蓋し最も有力なる要因となつたと思われる。即ち永承六年(A. D. 1051)を以て末法に入つたとする當時代の人心は攝關政治の矛盾によつて益々増長せられていた。慈鎮はその著『愚管抄』に於いて「末代ザマハソノ人ノ心ニ物ノ道理ト云モノノクラクウトクノミナリテ、上ハ下ヲアハレマズ、下ハ上ヲウヤマハネベ聖德太子イミジクカキヲカセ給フ十七ノ憲法モカイナシ」と評している。<sup>(5)</sup>元永の頃(1118-1123)は、大饑饉と強盜放火に終止し、疫病が流行する等大治六年より以降は毎年の如く饑饉と疫病が蔓延し、保元・平治の亂に始まつた動亂はやがて安元三年の京都の大火、治承四年の南都炎上、養和の大饑饉、元暦二年(1185)の大地震は「六勝寺皆破れくする。九重塔も上六重振り落し、(中略)皇居をはじめ在々所々の神社佛閣、あやしの民屋さながら皆破れくする。」と云う天變地異と政權の移動に終

始した平安時代末期の世相は、末法の悲劇、恐怖の世界として人心を支配したのである。ここに彌勒佛出生の一日も早やからん事を欣求し、彌勒に隨從し、龍華樹下の説法を聽聞して佛道を成せんとする信仰の勃興流布するのは、蓋し必然的趨勢と云わねばならない。元永元年潤九月藤原宗忠が一族と共に笠置寺に參詣し、彌勒石佛像の前に到り、「皆逢三會之曉、悉結一乘之緣」と祈請した事は、この彌勒石佛像が、ようやく諸人渴仰の靈佛として信仰されつつあったことを示している。宗忠が參詣した數年前の天仁年中(1087-1090)僧永眞がこの石佛像の前に「數間之禮堂」を經營したのも、かかる彌勒信仰が永承以降の末法思想の流布によつて漸次興隆をみるに至り、終に宜旨を賜つてこの功を完成したものである。安元年中(1175-6)後白河法皇の臨幸もこの様な彌勒信仰の隆昌に歸因する處と思われる。<sup>(8)</sup>

蓋しこの天仁年中永眞に依つて數間の禮堂が建立せられた時代に、『笠置寺縁起』が作成せられ、五丈の巨巖に彫りつけられた彌勒佛像の傳説が生れ、「天人」・「化人」の作としてこの像を權威づける事によつて笠置寺の興隆を計らんとしたのであらう。そして「鑿鷲山」と呼ばれ信ぜられていたこの山寺が、この頃を契機として彌勒石佛像をもつて本尊と成す様になつたと思われる。

### 三

天變地異と政變等によつて、末法思想が正に有爲轉變の大渦中の

中に時代人を捲き込み、「地獄の業風」と思わしめた平安時代末期、永眞等によつてたくみに把握せられた彌勒石佛に對する信仰と崇敬は、興福寺學僧貞慶が、この寺に隱栖するに至つて、益々興隆せられるに至つた。貞慶は建久三年(1193)この山寺に三十八歳にて隱遁したのであるが、身はかの平治の亂に有名な藤原通憲入道信西少納言の孫、貞憲の子として生れ、後鳥羽上皇・九條道家・藤原定家・三條長兼等を始め、皇后女院等指紳の歸依深く、前參議藤原長房の如き徳を慕つてその門に入る人も生じた事によつても、人材の程が窺われる。勿論貞慶がこの山寺に隱栖する以前に於いても、衆僧によつて彌勒石佛に對する信仰を流布せんとする方途が種々講ぜられ、笠置寺隆昌の計畫が行われていた事は、元暦二年「笠置寺信長彌勒殿佛供勸進狀案」文治四年六月 日付「觀俊造塔婆勸進狀案」等二三の文書の示すところである。しかも當時この山寺は、住僧十人前後の少數であつたらしく、大した伽藍整備も無かつた様で、彼が入寺した年に日本第三傳と稱する法華八講に用いる舞裝束勸進が行われ、建久六年十一月十九日付「貞慶敬白文」に依れば、養和二年十一月より始められた大般若經六百卷の書寫が首尾十一ヶ年を費して建久三年十一月廿七日に完成し、これを納置する黒漆塗の六角經臺が作られた。これは中央に釋迦如來、左右に文殊・彌勒二菩薩像と舍利十六粒が安置せられ、六枚の扉には法相擁護の菩薩祖師並に四天王像等が描がれてあつた。更にこの六角經臺を安置する板葺六角三間の堂即ち般若臺が建立せられ、僧舎を改造して萱

葺五間一面の僧房を建立し、建久七年八月には東大寺大勸進俊乘房重源より、この般若臺に彼が入宋し將來したと思われる宋版大般若經一部、八葉の蓮花を形どつた鐘一口、聖武天皇本尊と稱せられる白檀釋迦像一體が寄進せられた。<sup>9)</sup>同年八條院は伊勢國蘇原の御厨地頭職を當寺に寄附せられ、翌年十一月七日には木造瓦葺十三重塔が建立せられ、釋迦如來像一尺六寸、一搦手半の四天王像、大般若經六百卷等が安置せられ、般若報恩塔と名付けられ、平式重が寄進した伊賀國重次名田を般若臺靈山會料として官物已下恒例・臨時の國役等免除せられる院廳下文が正治元年六月(1190)に下され、<sup>10)</sup>般若臺に於いては毎年二月興福寺の碩學六人を招請し靈山會が行われるに至つたが、<sup>11)</sup>この重次名田三町八段は僅少の名田ではあつたが、國司等に依り收公せられる場合が多く、脆弱なる山僧では沙汰致し難い場合が生じる危険があり、靈山會の存続を慮り、興福寺・春日社に附屬せしめ將來を期せんとした。<sup>12)</sup>建仁三年二月には、天仁年中永眞により創建せられた數間の彌勒石佛像の禮堂に大改造をせんとした。この禮堂の造營には、翌元久元年四月十日鎌倉將軍實朝より砂金以下重寶が奉加せられ、<sup>13)</sup>工事も一段と進捗をみたものの如く、同十一月十七日龍華會が始行せられた事を思うと、これ以前に完成をみた様である。<sup>14)</sup>

以上概略乍ら貞慶が笠置寺隱栖中に於いて盡力した點を述べてみたのであるが、これをも、貞慶が當時に遁れた時代には、彌勒石佛像の前に數間の軒廊式禮堂と僧舎が存在していた程度のもので、大した伽藍も建立せられていなかつた事がわかる。

今ここで我々が想起するのは原氏所藏の笠置寺曼荼羅である。彌勒石佛像を中心とし、石佛の左に報恩塔と呼ばれた十三重塔が建立され、本尊の前には燈籠一基が安置せられ、屈折した廻廊狀の建物が斷崖に接して建てられていた有様が、實にありし日の笠置寺を彷彿として物語るが如く精細に畫かれてゐる。

この廻廊狀の建造物は前述の如く禮堂で、天仁年中僧永眞が宜旨を賜わり「數間」の禮堂を建立したのであつたが、本尊石佛像と禮堂とは近接し、爲に「咫尺之洞庭に跪きて遙かに五丈之聖容を望み、尊像空しく首上に當る」と云う有様であり、又恒例臨時の法會の場合には參詣の人を收容出来ないと言う有様であつた。ここにこの數間の禮堂を再建し、かかる弊害をとり除く可く建仁三年二月に笠置寺住僧申狀が記されたのである。その再建は正に新築とも云う可きもので、大改造の程度のものではなかつた。先ず永眞の禮堂は本尊と同じ巖上に建てられていたのを、一丈餘後退し、檐を三・四尺あげて堂の内外より尊像を拜せしめ、「繼南軒廊以樂所、分北母屋以爲經藏舞曲之臺、聽法之座」とすると言ふ計畫で、禮堂の間數は「一十餘間」あつたらしい。今この曼荼羅圖では向つて右方が缺けて見えぬが十三間を數える事が出来る。然もこの十餘間の禮堂は寛元元年四月に寶阿彌陀佛か又は笠置寺住侶等の名に於いて勸進狀が出され、勸進をして大修繕が行われたらしい。<sup>15)</sup>この建仁三年の時に「今當修復之期、懇企新造之儀、聊移彼基跡」と云える如く、斷崖の壁にそつて恰も廻廊の如き禮堂を造り、斷崖の地底より林立する木柱によつて縦横にこれを支えたのである。然もこの時の申狀案

をみると朝廷の援助によつて、禮堂・軒廊等の造營を計らんとした點をみると、相當大規模な建造物と云う事が出來よう。かかる異例の禮堂はその地勢に左右せられ造立されたもので、この廻廊狀の禮堂は南軒廊、北母屋に接続し、恰も彌勒石佛像の前面を覆うが如く、□の字型に造立されたものである。

本尊石佛に向つて左には彌勒石と殆どその高さを等しくすると思われる小型の美しく彩色の加えられた十三重塔が見える。これは前述した建久九年十一月に貞慶に依り建立をみた報恩塔で

奉造立木瓦葺十三重塔一基

奉圖母屋柱、大伽葉、須菩提、舍利弗、目犍連、阿難陀、羅睺羅等羅漢像、

合六牀

奉圖扉面、梵王、帝釋、日天、月天、難頭龍王、沙迦羅龍王、金剛力士等

像合八牀

奉圖扉後左右障子等靈鷲山、清凉山、釋迦超劫等圖六幘

奉圖上層四天王像各十二牀

奉造立皆金色一尺六寸釋迦如來像一牀

奉圖鏡面文殊師利菩薩像一牀

奉造立綠色一擲手半四天王像各一牀

奉撰寫唐本大般若經一部六百卷

奉納佛舍利三粒、彌勒菩薩像一千牀

奉撰寫妙法蓮華經一部八卷、無量義、觀音賢等經各一卷

奉撰寫大乘本生心地觀經一部八卷、寶篋印陀羅尼

と明示されている如くに、奈良時代以降盛んに行われた四方佛淨土の型式を脱皮したものであつたかがわかる。ここで曼荼羅と比較し

てみる時、その内部の状態は窺知し得ないが、繪ではこの小塔の各層が少く共瓦葺でなく檜皮葺である事で、貞慶が建立した時は明かに瓦葺であつた點に兩者の間に大きな差異を認める事が出來よう。

これは現在迄餘り先學によつて問題にされなかつた點であるが、笠置曼荼羅の年代を決定し、且つその對象となつた彌勒石佛像を中心とする當時の笠置寺の時代を決定する上に重要なポイントとなるものと云わねばならない。然らばかかる改造は果して何時代頃に行われたのであろうか。貞慶の徳を慕い、且つ彌勒信仰に凝固した當時の碩學東大寺尊勝院宗性は、笠置寺に度々參籠し、旁ら多數の著作をものしている事に注意せねばならぬ。『彌勒如來感應抄』第五に記された宗性の奥書に依ると

文應元年庚申五月十一日申時於笠置寺般若院抄出之畢、自去文曆二年

二月之比、至寬元々々年春春之候、每卜當山寂寞之閑居、聊抄彌勒

感應之要文、先後九廻之間結集四帖變紙、云々

と述べ、文曆二年(1230)より寬元元年(1233)に至る九々年に及ん

で笠置寺に隱栖し、現存する彌勒感應抄五帖の中、四帖迄の結集撰述が行われた事がしられるが、文應元年は宗性正に五十九歳で「今六旬齡頃傾、難期後年於笠置山之曉月、一生殘迫、深懸願念於兜率天之暮雲」て、笠置山に居を移し、この巻第五を結集する事によつて、後代の人をして彌勒佛に歸依せしめようとしたのである。この文應元年の頃には、十三重塔も建立以來既に六十三年に及び、貞慶上人歿して四十八年に成り、かかる笠置寺の如き巨巖重疊として起伏し、巨木天を覆う濕潤の地にあつては、殊に朽損破壊の程度が甚

しかつた様である。或は冬期に至つて、積雪寒度の爲に瓦葺は屋根をいためやすい事は現今とて同様であり、往古よりかかる地勢風土に位置する建造物には檜皮葺の多い事によつても窺われる。即ち宗性が彌勒感應抄第五を記していた時に塔の破損も甚しくなり、修理す可き必要にせまられていたのであらう。この奥書に

加之十三重寶塔壇場、勳微力而加修復、三七日入堂蒸薪扶老骨而致精誠云

と書記し、聊かその微功を傳えている事は宗性の人格を表現したものととして、その功を誇らぬ宗教的自覺によるところであらう。この

「十三重寶塔壇場」なる句は、一見塔の基壇のみを指す感じられるのであるが、この奥書の文章より考えて、壇場は恐らく内陣のそれを指すかとも思考せられ、廿一日間入堂して修理したととる可きであらう。塔内がこの様に修理を必要とした事は、十三重塔が修理せられて内陣を復舊する爲か、それ共相當な破損をきたしていた爲であらう。笠置曼荼羅が、矢代博士の考證をみた如く甚だ忠實に描寫せられている點を思う時、貞慶創建當時の瓦葺の各層屋根を檜皮葺に誤寫したとは一概に決論し得ず、又前述せる寛元元年四月

日付笠置寺住侶等禮堂勸進狀が宗性によつて作成せられている點を考へ合す時、寛元元年から文應に及んだ頃に、禮堂の新築の以後に於いて檜皮葺に改められたと想定せられる。猶又宗性が當時東大寺寺中にある三論宗本所たる東南院と共に最も權威を有ち經濟力をもつた華嚴宗本所である尊勝院院主であつてみれば、禮堂・塔の改造に多大の援助をなした事もあながち否定し得ないのである。

#### 四

次に最も問題となつてゐる彌勒石佛像ひいては笠置石佛群像に就いて私見を述べてみたい。相樂郡の東山所謂笠置山系には、俊峰トビ、鷲峰シメ山寺、海住山寺の如く奈良時代創立と傳える山寺が多い。鷲峰山寺は白鳳四年役行者の開基と傳え、養老六年九月泰澄により中興、海住山寺は天平七年良辨の開基と傳えている。

勿論これ等の緣起寺傳には猶考證せらる可き多くの盲點を有しているが、大體奈良時代に開かれたと考えられる。笠置山寺に就いても天智天皇皇子の開基と傳えているが信憑す可き資料が無く、唯東大寺建立に當つて良辨がこの山寺に參籠し千手祕法を行い、大佛殿建立の用材を運漕するに當り當山下の巨巖を摧破し運筏の煩を取去つた事を特筆している。

この良辨の河床改作の事は『海住山寺緣起』にも取入れられ、良辨の功を傳えているが、大佛殿建立に當り、設置せられた「伊賀山作所」の用材を泉津（木津）迄運漕するについて、笠置山の狭谷を覆塞していた巨巖を除去摧破し、河床を掘鑿した事は當時としては有り得可き事で、今猶笠置川と呼ばれるこの邊一帶には、巨石重巖として流れをとどめ碧潭に樹影をうつしている。泉津は既に天平六年興福寺西金堂造營に當り、ここから集積せられた用材が平城京に運ばれ、天平十一年には用材の集積所としての役所とも云う可き「泉木屋」が設置をみ、木津川を上下して運漕されて來た用材を集積し運送する役を司つていたらしい。又天平寶字三年十二月に竣工

したと思われる法花寺金堂の用材に關しても、造東大寺司の手により伊賀山作所よりこの木津川を運漕して泉津に運ばれ、現場にもちこまれたのである。殊に伊賀山作所は平城京より最も近き位置に在り、後述する如くその中心をなしたと思われる玉瀧杣は巨木繁茂し最も良材を得たものの様である。延喜十七年十二月(88)東大寺講

堂・三面僧坊焼失し、再建に當つては、その用材をこの玉瀧杣(北杣)に之を求め、木津川を下つて泉津より本寺に運漕し、天徳三年(88)東大寺西塔院の再建に當つても、別當光智の奏狀に依れば、玉瀧杣より心柱三木を伐採して(16)。かかる杣であつた爲に諸官・諸大寺の造營に當つては最も競望が多かつた様で、この時代にも東大寺西塔の造營の外、修理職、冷泉院・雲林院等の用材が切られ、又法性寺諸堂の用材が伐採されんとした事實によつても、この杣が地の利を占め、運輸に比較的便利であり、良材が特に多かつた點によるといわねばならない。以上の點を考慮に入れて歸納すれば、大佛殿建立に當つて伊賀山作所にて切取伐採された用材は、正倉院文書に「笠間筏師」の名をみる如く、筏師がこの用材を泉木屋迄運漕したと考えられる。特に大佛殿の用材は巨大なるを必要としたから、巨巖多く川流を塞とめる笠置狭谷は最も難所であり、運漕も困難を極め、造東大寺司の石工等によつて摧破せられたと思われる。前述の西塔の用材運漕すら光智をして「削平峻巖、作挽材木之大路、堀通曲谷、爲流桴筏之巨川數百餘町、其程遙遠、千萬人力、其功難量」と慨嘆せしめていたのである。況や當初の大佛殿建立に用する良材巨材の運漕には、「桴筏を流さんが爲の巨川」を掘鑿した事は

當然と云わねばならない。しかもかかる巨巖を摧破するに際しては、當時はとりわけ巨石信仰が人心を支配していたと思考せられ、良辨等寺家の僧侶により祈請せられた事は有りう可き事で、ここに笠置寺縁起に明記する如く「千手祕法」となつてあらわれたと思われる。

笠置狭谷の掘鑿に當つては相當數の石工・土木等が派遣せられて行われた事は想像に難くなく、又當時代即ち天平勝寶元年前後の時代に於ては、さしたる機械力も無かつたから、相當數の日數をついやした事であろう。笠置寺の石佛は恐らくかかる工事に従事した造東大寺司の石工等によつて、山上の巨巖に刻りつけられたものと推定す可きではなからうか。

先學によつて提唱せられた良辨高足實忠が笠置と密接なる關係にある所傳もここで一考す可き必要がある。笠置寺縁起に依れば天平勝寶三年(85)實忠が笠置山寺の龍穴に入つて「郡率之内院」に至り十一面悔過會を修得したと云われ、翌年正月一日に當寺正月堂で二七日六時の行法を始行し、翌月東大寺釋索院でも之を始めたとう。十一面悔過會の天平勝寶四年始行説は東大寺要錄諸院章、二月堂の條にみえ、この記文は亦弘仁六年四月廿五日實忠が八十五歳の時記した「東大寺權別當實忠廿九箇條事」にみえる。

#### 一、奉仕十一面悔過事

合七十年自去天平勝寶四年、至大同四年、毎年二月一日、二七箇日間奉仕如件。

#### 一、奉仕涅槃會事

合六十二年如自去寶字五年至當年、毎年二月十五日奉仕如件。



より作られたものであるらしい。然し右十一面悔過、涅槃會の奉仕年も、五十八年、五十五年の誤記である事は明かな事である。實忠が書記したこの廿九箇條の自己の業績中に、十一面悔過會に奉仕した事を記しているのみで、之を創始した意味の事を少しも記していない點に、他の業績を緻密に明記している事と比較する時、果して實忠に依り創始せられたのか否やは少く考究を要する問題であらう。もし「七十年」とする事が正しいとすれば天平勝寶四年を遡る十二年以前、即ち天平十二年(740)に求められ、實忠九歳の時に當る。九歳にて十一面悔過を創始したと云う事は甚だ疑問と云わねばならず、又その書入れである「自去天平勝寶四年、至大同四年」の記を弘仁六年即ちこの廿九箇條が記された年にして逆算しても六十四年になつて七十年と云う數字は求め得られない。この「七十年」は實忠の誤算か、或は亦、「天平勝寶四年云々」と明記する記事は要録の再々に互る轉寫によつて後人が竄入し倣造したものかも知れない。天平勝寶八歳の東大寺四至圖には現在の二月堂はその片鱗さえ描かれて居らず、正倉院文書に於いては、『倉代西端雜物下用帳』の寶龜四年正月(753)の條に、緋端疊七十枚、純紺帳五條の二種物が「右件二種物、爲用十一面悔過衆僧座料下充、付法師實忠」と見え、當時實忠により十一面悔過會が執行せられていた事がしられるのみである。天平勝寶四年は「天下の富と」「天下の勢」を持つて「動植咸に榮えむことを欲し」て造像せられた東大寺盧舍那佛像の開眼供養が「佛法東歸より齋會之儀未だ嘗て此の如くの盛なること有らず」と云われ、諸行事の濫觴もこの年に出でるも

の如く、十一面悔過會(後二會)も後代この東大寺として記念すべき年に假託されるに至つたのであらう。

笠置寺縁起には實忠の創始したと云うこの十一面悔過會を當時に於いて感得したとする事に依つて、良辨以來の東大寺との關係をより密接に保持し、自己の立場を強固にせんとしたのではなからうか。換言すれば實忠は良辨の高足であり、その廿九箇條に自己の功績を傳えた如く、奈良時代末期より平安時代初期にかけて、東大寺財政を確立する傍ら、造寺造佛にかけても甚だ偉大なる功績を遺し、良辨の創設した華嚴經講の大學頭にも二度廿一年に及んで之を務め、その資に桓武天皇東宮の時の師範として英才をうたわれ、後東大寺別當に補任せられた等定大僧都の如き人材を出し、華嚴宗の興隆にあずかつて力あり、正にその一生は佛法興隆に捧げたこと云う事が出来る。かかる奈良時代末期から平安時代にかけての東大寺に偉大な業績を施した實忠の創始したと傳える十一面悔過會を笠置山に於いて感得したと云う傳記を倣造する事によつて、東大寺との關係を諸末寺のそれよりも更に優越せしめ、要因を遠く求めしめる事に依つて、笠置寺自體の立場を有利にせんとしたのであらう。この悔過創始の事は實忠の實錄たる廿九箇條にも見えず、將亦要録にも笠置の事に關しては片鱗もふれていない點を考慮に入れば、恐らく縁起の著者の作意に出でたものと思われる。十一面悔過會と笠置寺との關係は以上の如く甚だ否定的見解を取らざるを得ないが、更に東大寺造立に於ける實忠と當寺との關係は如何であつたらうか。

實忠が大佛殿造立の後を承けて續行せられた造寺修造の工事に敏腕を振つた事は一言ふれたが、廿九箇條には彼が技術師としての面を物語る資料が甚だ多い點に注意せねばならぬ。寶龜二年四月(771)大佛殿副柱四十枝を得る爲に近江國信樂柚に諸匠夫を率いて自ら出向して用材を寺家に運送し、寶龜十一年より延暦元年(801-808)にかけて三面僧房に用いる品質の良き瓦を作る爲に山城國相樂郡福宏村の土を彩取して十九萬枚の瓦を作つて寺家の用に充て、或は大佛の背部所と並に左手脱落にあつて延喜廿年より廿二年に及んで伊賀柚に工匠を伴つて出張して修理用材を作る等、良辨が大佛殿建立、石山寺造營に東奔西走したのと同様に、伊賀、山城にその足跡をのばしている。山城北部には實忠と關係を有する寺院が二三數える事の出来るのも、かかる土木事業に關聯して、そこに寺院が建立せられたと推定されるのである。笠置山寺と實忠との關係も恐らく、伊賀・信樂柚より用材の運送等に依つて、山上に工匠の雜舎を建立して一時の寄宿に充て椶筏の難を除去し、良辨の用材運漕に當つて石工等に依り彫刻をみた石佛群像に祭祀を行い、假堂程度の堂宇が建立せられたのであらう。實忠が「笠置寺之龍穴」に入つて十一面悔過法を感得したと云うのも、かかる點に、行法と密接な關係を求めしめる素因となつたと思われるのである。

笠置山寺が世上にクローズアップせられて來たのは、以上纒と記した如く、實に東大寺造營に當つて、伊賀山作所、甲賀山作所といつた伊賀・信樂柚等より運漕された用材の運送に當つて、笠置の難所が注目を引き、良辨・實忠に率いられた石工・木工等の工人によ

り石佛群像が彫刻され、ある程度のささやかな堂舎の建立をみるに至つたとするが、隱當であらう。石佛既に火難によつてその全貌を把握し究明し得ないが、唯虚空藏石と傳える二臂如意輪像に於いても、西村氏が詳説せられた如く、雄大にして豪放な氣宇を有し、實忠が良辨の命を受けて建立した神護景雲元年の土塔(頭塔)の石佛群像とその氣宇相通うものがあるが、寧ろより奈良時代の氣風を濃厚に觀取し得るものがある。故足立博士が曾てこの彌勒石佛像の作者が「化人刻彫之像」と貞慶に明言せられてゐる點より、貞慶隱遁當時既に正確なる事は知り得なかつたのであらうと指摘せられたが、奈良時代に於いて著名な大寺に於いても造像銘の有する佛像は論外として、その殆どは明確に作者を決定し得ぬのは、奈良時代造佛所の機構より來たる所であり、おおかたの寺傳が、行基・良辨・空海・最澄等の名を附せしめる原因も、かかる工人を代表した高僧の名を附加する事によつて、信仰心を助長せしめんとする手段でもあつた事は一應考慮すべき點と思う。建久八年二月 日付「笠置寺大法師解案」に依れば大和國小楊生郷安部近弘等が寺領を押領せんとした時、その奏狀中に

當寺者天智天皇聖代權與之伽藍 良辨僧正住之勝地也、五十□丈□之尊儀者人謂未曾有之石像、四百廻之齋會者世稱第三傳之八講、靈異感應普天所知也、云々 (春華秋月抄草)

と記し、良辨が一時當寺に止住した由を明記している。恐らくこれは大佛殿用材運漕に當つての時即ち天平勝寶元年(806)前後と思われ、石佛が良辨に率いられた石工により作られた事をおぼるげ乍ら

傳承しているものと思う。

東大寺建立以來平安時代に至つても造寺と修理に木音絶えまなく聞えたと云う伽藍を擁した當寺にあつては、玉瀧・湯船・内保・鞆田等の柚人等により開發せられて庄園化しつゝあつたが、用材の彩取は常に必要であり泉木屋の重要性は寶龜九年五月十六日四町の地を施入せられて確保されてより以降、木守が住んで所役に當つた。

保元三年五月にも廳宜が下され木屋所島四町は國役を免除せられて<sup>(17)</sup>いる。かかる造寺に關係深い一機構をもつた木屋が存在し、東大寺造營と關係があつた笠置寺が鎌倉・南北朝時代に及んで東大寺の末寺として存続したのも故無しとしない。

## 五

前章に於いて笠置寺の石佛群像が、實忠よりも寧ろ良辨に深い關係があり、その石佛像の作者としては、泉河の巨巖を摧破した造東大寺司の石工に歸せられる可き事を述べた。舊原氏所藏の曼荼羅が笠置彌勒石佛を中心とするありし日の景觀を偲ぶ唯一の遺品である事は言う迄もない。唯先學の間で、この曼荼羅が元弘元年(33)笠置寺炎上後に描かれたものとする論と、しからずとする論證に分たれているのであるが、斷崖に添つて建立をみている一見軒廊の如き建物が三章で指摘した如く、明かに禮堂であり、本尊の側に描かれた十三重塔が貞慶建立當初の瓦葺とは異り、檜皮葺の屋根に改められてゐる點よりみて、恐らく宗性隱栖の寛元頃大修繕が行われた當寺の景觀を描寫したものと云えよう。彌勒石佛の踏割式蓮座によつ

て時代決定を成し得ぬ事は西村氏により指摘せられた事は、この石佛像の、引いては曼荼羅の彌勒佛像の時代判定にはなり得ない事は論を俟たぬ。唯かかる曼荼羅が春日信仰と密接な關係を有つ春日曼荼羅の中、所謂宮曼荼羅の流布と影響を受けて、かかる彌勒信仰に異彩を放つものが産出せられた事は想定して誤り無かるう。

## 註

- 1 矢代幸雄氏「歎美抄」所收「笠置曼荼羅」(大和文華第二號)参照。
- 2 東大寺圖書館藏宗性撰自筆本
- 3 岡氏著「奈良の石佛」所收三七二頁参照
- 4 東大寺圖書館藏宗性撰讀佛乘抄第八所收。
- 5 岩波文庫本一六三頁
- 6 中右記
- 7 建仁三年二月 日付「笠置寺住僧申狀案」
- 8 建久八年二月 日付「笠置寺大法師等解案」及笠置寺緣起參照
- 9 南無阿彌陀佛作善集記載、猶銅鐘は「建久七年<sup>丙辰</sup>八月十五日大和尚南無阿彌陀佛」の刻銘を有し現に重要文化財に指定せられてゐる。
- 10 正治元年六月 日付院廳下文案
- 11 正治元年( )笠置寺重會上狀案
- 12 建元年四月貞慶寄進狀案
- 13 吾妻鏡卷十八參照
- 14 元久元年十一月十七日付龍華會願文
- 15 寛元元年四月笠置寺住侶勸進狀案(宗性自筆草案)
- 16 平安遺文一、所收天德三年十二月二十六日付太政官符案(東南院文書)
- 17 東南院文書第六横ノ第六卷所收  
本論は文部省人文科學研究助成を受けた「東大寺圖書館善本の研究」の一部である。